

京都市交通局管理規程 7-0（京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成17年9月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第24条第1項各号列記以外の部分中「民営バス敬老乗車証及び」を削り、同項第1号中「70歳以上の者」を「70歳以上の者で京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）の交付を受けている者」に改め、同項第4号中「第17条」を「第12条の4」に改め、同条第2項中「本市が発行する市バス・地下鉄敬老乗車証（以下「」及び「という。）」を削る。

第33条中「醍醐駅」を「六地蔵駅」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）